

## ブロック出展使用要綱

ブロックで出展をする際は、次の事項について誠実に履行すること。

### 1. 目的

京都府内の障害者施設で作られた商品の販を通して、ほっとはあと製品の振興と障害者の自立と社会参加の促進を図る。また、『ぶらり嵐山店』の賑わい作りと誘客を図り、『ぶらり嵐山店』の有効活用を目的とする。

### 2. 出展場所について

館入口（屋外）左右のスペース、喫茶コーナー（屋内）、駐車スペース（屋外）

### 3. 出展数について

出展数は1日6施設とする。内訳は下記の通り。

館入口 2施設

喫茶コーナー 1施設

駐車スペース 3施設

### 4. 出展日について

『ぶらり嵐山店』の定休日（火曜日）及び年末年始を除く、繁忙期の5月と11月のみとし、開館日に限る。

### 5. 販売品目について

販売品目については、下記の3通りとする。

①各障害者施設で作られた自主製品

②ワークショップ形式での体験販売

③喫茶販売

※喫茶販売については、下記8の各事項を参照。

### 6. 販売スペース及び貸出備品について

出展スペースは長机（180 cm×60 cm）1台分とする。

貸出備品は長机（180 cm×60 cm）1台、椅子2脚

上記以外の備品等を使用する際は、各自持ち込むこと。ただし、この場合は事前に『ぶらり嵐山店』に届け出ること。

### 7. 搬入出及び駐車について

・搬入時間 午前9：00 ～ 午前10：00までとする。

・搬出時間 午後5：00 ～ 午後5：45までとする。

・事前搬入、事後搬出については、事前に『ぶらり嵐山店』に届け出ること。

・上記の搬入出時間内であれば、店前での荷降ろしの為の一時停車を可とする。

・一日駐車に際して、各自近隣の有料駐車場を使用すること。

8. 使用申込み及び決定通知について

申込みは使用を希望する月の6ヶ月前から申込書を受け付ける。  
決定通知は3ヶ月前を目途に日程調整の上、書面にて決定通知を行う。  
申込み後の日程変更については、他団体の予約と重ならない場合に於いては認める。

9. 喫茶販売について

原則として、飲み物・ソフトクリーム（アイスクリーム）のみと販売する。  
上記以外の商品については、センターと協議のうえ決定するものとする。  
喫茶販売をする際は、衛生管理・防火管理に万全を期すこと。

10. 持ち込み備品及び商品の持ち帰りについて

原則として、出展終了後、持ち込み備品及び、商品は持ち帰ること。ただし、連日出展の場合は、『ぶらり嵐山店』の指定する場所に運び込むこと。

11. 館入口と駐車場の点字ブロック（誘導ブロック）及び車いすのスロープ対応について

館入口と駐車場には視覚障害者の歩行を誘導するための点字ブロックが設置されているが、販売台等の設置により、歩行（誘導）を阻害する恐れがある。点字ブロックの周辺に販売台等を設置する場合は、視覚障害者の来館・退館に際して歩行に支障がきたさないよう適切に誘導すること。

また、車いすの通行が確保できるよう玄関スロープ前に販売台・荷物等を置かないようにする。

12. 報告書の提出について

出展終了後、速やかに「出展販売・売上報告書」を提出すること。

13. ゴミの処理について

出展の際に生じたゴミ等は各出展者が持ち帰ることとする。

14. 法令順守と衛生管理業務の徹底

出展する各施設は、商品の販売に係わる各種法令（食品表示法、家庭用品品質表示法等）を遵守のこと。また、法令基準に達していないと認められる商品については、主催者の責任において販売を許可しないこと。

申込者は開催にあたり、各行政機関に必要な書類提出を行うこと。

食品販売にあたり、主催者、施設ともに衛生管理に万全を期すこと。

15. その他

上記にない事項についてはその都度センターと協議の上、決定するものとする。

令和元年12月23日 改訂

特定非営利活動法人 京都ほっとはあとセンター